

## 備前市企業用地等情報提供事業について

### 目的

市は企業誘致を推進するため、市内の空き工場用地や遊休工場、公共未利用地、空き店舗、社宅等（以下「物件」という。）の情報を入手し、立地希望企業に積極的に情報提供をします。

企業等から入手した物件についての情報をデータベース化し、その情報を立地希望企業に適時適切に提供するもので、特定の物件について推奨し、又は取引の仲介を行うものではありません。

### 取扱い物件の制限

市は以下の物件を取り扱いません。

物件の所在地が市外のもの

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の法令（岡山県及び市の条例及び規則を含む。）に違反し、又は違反するおそれがあるもの

個人所有の土地で、企業用地に適していないもの

敷地面積が 1,000 平方メートル未満のもの

物件内容に虚偽のある不適切なもの

その他市長が適当でないと認めるもの

### 登録の申込

申込者は、備前市企業用地情報登録申込書（様式第 1 号）に関係資料（地図、写真等）を添えて市に提出してください。

### 物件の閲覧

市は登録された物件について、物件を求めている企業、宅地建物取引業者等へ市ホームページにより情報提供を行います。

### 物件の交渉

物件の引合いがある場合は、売主と買主との当事者間で売買又は賃貸の交渉を行っていただきます。